## 令和6年度 別府市 認可保育所等の給食費(主食費・副食費)について (案)

国の幼児教育・保育無償化制度により3歳以上の子どもの保育料は無料ですが、「主食費(ごはん、パン等)」と「副食費(おか ず・おやつ等)」の徴収については以下のとおりとなります。

- 1号認定(幼稚園と認定こども園「幼稚園機能部分]の3歳以上)の子ども
- ▶ 2号認定(認可保育所と認定こども園[保育所機能部分]の3歳以上)の子ども
- ・主食費と副食費は実費徴収となります。ただし、下記の「副食費免除対象者の基準」に該当する場合は、副食費のみ免除となります。
- ・主食費と副食費は入所している施設への支払いになりますが、金額や支払方法等は施設によって異なります。
- ※ 主食は家庭から持参してもらうため、主食費を徴収していない施設もあります。
- ▶ 3号認定(認可保育所と認定こども園[保育所機能部分]の3歳未満)の子ども
- ・給食費(主食費・副食費)は保育料に含まれていますので実費徴収はありません。

# 副食費の免除について

下記の基準のいずれかに該当する場合は、副食費が免除されます。

#### 副食費免除対象者の基準

- 1号認定(幼稚園と認定こども園[幼稚園機能部分]の3歳以上)の子ども
- ①「保護者」や「保護者と同一の世帯に属する者」の市町村民税所得割額(※1)の合算額が77,101円未満の世帯の子ども。
- ②「同一世帯内の小学校3年生までの子ども」のうち、下記の施設に入所している、または、サービスを利用している最年長の子どもから数えて 3人目以降の子ども。 ※太字になっている施設の場合は、在園(利用)証明書の提出が必要です。

【対象施設】

小学校、幼稚園、保育園、認定こども園、特別支援学校、地域型保育事業、企業主導型保育事業、 児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設

数え方の イメージ図





第2子(小学校3年生) 1人目

2人目

第3子(幼稚園)

第4子(幼稚園:4歳)

3人目



第5子(幼稚園:3歳)

4人目

### ● 2号認定(認可保育所と認定こども園[保育所機能部分]の3歳以上)の子ども

- ①「保護者」や「保護者と同一の世帯に属する者」の市町村民税所得割額(※1)の合算額が57,700円未満の世帯の子ども。
- ② 「保護者」や「保護者と同一の世帯に属する者」が要保護者等(※2)に該当する場合で、その保護者等の市町村民税所得割額の合算額が 77,101円未満の世帯の子ども。
- ③「同一世帯内の**就学前の子ども」**が下記の施設に入所しているか、サービスを利用している最年長の子どもから数えて3人目以降の子ども。 ※太字になっている施設の場合は、在園(利用)証明書の提出が必要です。

#### 【対象施設】

保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、地域型保育事業、企業主導型保育事業、 児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設

数え方の イメージ図



第2子(小学校3年生)

数えない

1人目

第3子(幼稚園)

第4子(保育園:4歳)

第5子(保育園:3歳)

- 2人目 3人目
- ※1 副食費の徴収判定時に参照する「市町村民税所得割額」とは、市町村民税の所得割額のうち住宅借入金等特別控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額 控除・株式等譲渡所得割額控除・配当控除・外国税控除・寄付金税額控除がある場合は、これらを控除していない金額となります。 副食費の徴収判定の切り替えは毎年9月に行っています。4月~8月分は前年度の市町村民税所得割額で判定し、9月~翌年3月分は当該年度の市町村 民税所得割額で判定します。
- ※2 副食費の徴収判定時における「要保護世帯等」とは、「ひとり親世帯」や「同一世帯に身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉保健手帳・特別児童扶養 手当・障害基礎年金等を受けている方が同居している世帯」のことを指します。